

理由の説明にかえさせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを明言します。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お決まりいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案のとおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百十五号は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十五議案第百十六号福生市の一般職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役兼総務部長篠崎俊夫君登壇)

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 議案第百十六号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

国の人事院におきましては、去る八月十日に国家公務員に対して、本年四月一日にさかづいて、諸手当込で基準内給与に対して三・七〇%のベースアップの勧告を行い、次いで東京都の人事委員会におきましては、去る十月二十三日に、東京都の公務員に対して三・五九%のベースアップの勧告を行いましたので、三多摩二十六市におきましても慎重協議の結果、東京都の公務員に準じて、それぞれ市の職員給与の引き上げを行うことになりましたので、本市においても、本案を提出申し上げた次第でございます。

まず議案として配付申し上げてあります条例改正の内容について御説明申し上げます。

げますと、第九條第三項中、九千円を一万円に、四千九百円を五千円に改めると記載してございますのは、扶養親族のある職員に支給いたしまする、扶養手当の額の改正でございまして、配偶者については、現在月額九千円でございまするものと、千円アップして月額一万円に。その他の扶養親族については、現在は一入につき月額四千九百円でございまするものを、百円アップして月額五千円に、それそれ増額しようとするものでございます。

次に、別表の給料表を改正しまして、現行の給料表を本案記載のとおり改めようとするものでございますが、諸手当を除いたこの給料表に基づきまする給料の率の比較で申し上げますと、東京都の一般行政職の第一級に該当する公務員の給料改定率は表上三六八%のアップでございまするのに対し、本市職員の給料の改定率は、それより若干低い三六三%アップ率でございます。そしてその平均三六三%のアップ率を各等級に適切に配分しまして、一等級については三六三%アップ、二等級については三七二%のアップ、三等級については三五八%のアップ、四等級については三六五%のアップ、五等級については三五四%のアップといたしました次第でございますが、金額で申し上げます。職員一人当たりの平均アップ額は、六千三百円でございます。最高の職員で一万三百円のアップ、最低の職員で二千三百円のアップと相なるわけでございます。

なお、本市の職員の給与水準は現在では都内二十六市の中庸をいっておるものでございますが、御参考までに本市と他の三多摩二十五市との給与水準の比較を申し上げますと、参考としてお手元に配付申し上げてございます。各市の初任給及び扶養手当の改定状況を御覧いただきましますと、記載してあるでございまするが、本給与改定実施後における初任給は、高技出が給料九万三千七百円、二十六市中二十三位でございます。それから短大出が十万一千七百円でございます。二十六市中十五位。大学出が十万九千四百円でございます。二十六市中十二位でございます。

なお、扶養手当の額につきましても、御覧のとおり各市ともおおむね同額の線にそろっておりますのでございます。

最後に、本案を御可決いただきますと、本給与改定は本年四月一日にさかへって実施いたします。関係から、統額にいたしまして三千六百七十一万円の財源を必要とすることに相なるのでございますが、本年度の当初予算において、原則として三%のベースアップ財源を、統額にいたしまして二千九百四十万円、すでに当初予算に計上済みでございます。不足財源が七百三十一万円あるわけでございますが、その七百三十一万円は、本年の六月期と十二月期に、職員に支給いたしました期末勤勉手当におきまして、結局昨年実績で

予算を取つてあるわけでございますが、昨年よりも下回つて期末勤勉手当を支給いたしました結果、統額にして三十八万八千円の予算を浮かせてあるわけでございます。

したがつて、来年度になりますと、人件費の整理のために、補正予算をお願い申し上げる会計もあるかと存じますが、ベースアップに関する限りは、本給与条例を御議決したまはしても、予算の方は間に合つたわけでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、慎重御審議をいただきまして、でき得べくんば可及的速やかに御可決、御確定あらんことをお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

こゝより本案に対する質疑を行います。

○八番(田村市郎君) 本件をきょうの最終日に出しているが、この給与改定をきょう出すは、ちやならなかったという理由についてであります。

これは、八月十五日に人事院勧告があり、都の人事管理委員会で十月二十三日に勧告をしている。そういうような状態から、何ゆゑにこの給与改定を当初の本議会に出さなかったか、この点は、きょう、明確にまずお答え願います。

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 本年度は、御承知のように、都が、あつた財政事情になりました二十六市も何とか職員の給与をできるだけ低く抑えなければいけないということで、結局、組合との関係が、期末手当とベースアップが絡んでしまひまして、それで組合の間争は、一緒になつておつたのでございます。それで、期末手当につきましては、この間御可決をいただきまして、線で決まらしたのでございますが、ベースアップの点について、もしも人事院勧告

後の線であるか、あるいは都の人事委員会勧告の線であるか。結局、人事院勧告は三・七〇、それから都の人事委員会勧告は三・五九ということでございますが、また特別区の人事委員会が、ことしはできまして、特別区の人事委員会は三・九九という勧告の線を出したのでございます。したがひまして、組合の方におきまして、必ずしも東京都の人事委員会勧告の線に沿うというは、妥当ではない、んではないかと、特別区では三・九九を出してあるのではないかと、よりなこともございます。大変に手間を取り、また本案は、二十六市が共同してこれに当たろうということになっておりましたので、そういう関係で、一市でどうということも、妥当ではない。二十六市共同歩調で、こうと、うことで、各市とも、こう、うやうやうにおくれを出してあるわけでございます。

○八番(田村市郎君) 期末手当を、この間決定したときには、もうすでに、このパーセンテージ

が決まっておったのかどうか、この点でございます。決まっておるならば、なぜそのときに一緒に出たのか。

それと、いま内容等でございますが、普通のアップ、一等級、二等級、三等級、四等級、五等級でございます。これは大概五等級は下部の者で、下部の者の方が上部の者よりも、パーセンテージは、いままでの例としたら若干薄くしております。それを今回に限り、一等級を三六％、二等級が三七％と、こういうふうになりました。五等級を三五というアップ、率はこういうことで、や、ちか、その点を詳細にお答えを願います。

○助役兼統務部長(藤崎俊夫君) 本市におきましては、職員組合と、このベースアップの点で、先結いたしましたのは、今日の十二日でございます。十二日に先結いたしましたして、大速力です。うやと御提案申し上げられたというところでございます。

それから、この五等級という職員につきましては、単純事務職でございます。やはり年寄りもおりまして、率としてはこうでございますが、もちろん額といたしますれば、一等級の方がもちろん高いわけでございまして、先ほどお話し申し上げましたように、最高一万三百円からですか、一万三百円から最低は二千三百円まであるわけでございます。

○七番(森田治男君) ただいまの田村議員の質問に関連をいたしまして、幾つかお尋ねを

したいと思えます。ただいま田村議員の質問に答えて、助役の方から、急いだけれども二十六市間の協議の結果、本日の上程であつたというようには答弁してございしましたが、各市において、十二月定例会を開催中であり、一部の議会においては委員会に付託され、本市のように、私どものように即決とあるのは、継続というようには、ところもあるかもしれませんが、そのように各市ともは、このようであります。

ただいまの説明によりますと、ベースアップ令と、その議題になつてゐる条例改正と、週日労働をいたしました期末の方と一緒に、二十六市協議した結果、遅くはつたというようには答弁でありましたが、毎年これからのよりなことにいたしますと、特に職員の皆さんのベースアップというものは、大事なことかわが市においては、特に毎年のように委員会に付託せず、即決というよりは、形が表われてきてしまふのでは、ないかというふうな懸念が、私はたすわけでございます。そんなことから、先ほど助役が答弁した二十六市の協議と、この内容も、一ま少し詳しく説明していただき、なおかつ国において八月、都において十月、市においては、なるべくとも十月、こうです。期末の予定とは別に、このベースアップについて、ある程度の結論が二十六市間で協議でき、ないものか。その点についてお答えをちょうだいしたいと思います。

なお、委員会でも、審議されるべきことだと思いますが、細かいことについて、ひとつか

尋ねたい人ですけれども、過去五年間ぐらいのアップ率についてお示しをいたされた、と思ひます。

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君) 第一点の給与条例の提案がいつも十二月の末になるのではなかつたかという御懸念でございますが、普通でございますと、こういうことはなほと思ひます。そればかりで、国家公務員の給与が国会で可決されるまではお出すなという制約はあるのでございますが、これは特に国会の内閣の予算はきりませんで、三カ月おくれをわけでございます。そういう関係で押せ押せになつてしまつて、それで国家公務員の給与が国会でやっとこの十幾日かに可決されたというふうな異常事態でございます。このうち、このうちにおくれなれてございまして、普通の場合でございますと、こういうことは余りないんではなかつたかと考えております。

それから二十六市の協議でございますが、御承知のように、東京都の各市の公務員の給与水準が非常に高いということで、ござるだけ東京都の吏員に近づけるようにしよう、と、そういう努力をいたしております。それが、都に対しては、昭和五十四年度に、一四・三%のラスパイレースがあつたんでございまして、それを毎年下げてまいりまして、五十四年度にはおかげで一五・四までございまして、もう少くというところでございまして、そういう

ことで、もう、た低成長経済に合せて、国家公務員の給与は、いかにおまへきかという基本面から始めなければならぬ。それで、しかも勧告が人事委員会、あるいは人事院の勧告が、なつたからといって、そのとおりにする、という時代ではございせんので、どうもおくれがございまして、その点申しわけないと思ひております。

それから最後のベースアップ率でございますが、五十一年が五・九一%、五十二年が六・三四%、五十二年が三・七四%、五十四年が三・五九%でございまして、

○七番(本林治男君) 私の質問の仕方が違つたのかもしれませんが、二番目へ点につきまして、了解いたしました。

ことし総選挙なんかの関係でおくれなつたかもしれませんが、国の方がおくれつて、ということば承知しております。それで先ほどの、田村議員に対する答弁では、ことしから二十六市で歩調を合せて協議をするようになつた、というふうな、私は答弁の内容を聞いたんですけれども、いま私に対する答弁内容ではございまして、どうもことしだけのことで、あつて、明年度からは、このようになつた、というふうな、この協議会について、私は受けとめたんですけれども、もう一度、とにかく、この非常に景気の逼迫したような時代に、ベースアップというふうなことが、非常に市民感情からして、興味のあつたことなんです。このことを二十六市の協議が、遅くはな

この点については人事院、人事委員会等におきましても、研究をいたし始めておるようにはなっていないが、福生だけでこれをどうと、ういふことにもまゝりませんで、もう世論の動向、あるいは公務員の今後の給与のあり方、昇進のあり方、こういったものを総合的に考慮いたしまして、これからの高齢化社会に備えて、かばなければならぬと、抽象的な答弁で恐縮でございますが、そんなふうには考えておるわけでございます。

○八番(田村市郎君) 理事者に一言要望を言及し、申し上げておきます。

これは、十月に賞与を確定という事は決まりました。そのときに、このパーセンテージもほぼ決まっておいた。にもかかわらず、前もって賞与だけを全協に諮り、本件を諮らなかつた。それできょうにほりまして、これを提出すると、これは一言だけでも、全協のときにこういうふうになつておると、今回はこれは議会運営委員会でも御承認願つて、即決しろといふことでございまして、無視をするわけではございませんが、こういふことをきょうやりますと、一般でもこれは議会軽視であり、決してパーセンテージが高いとか、低いとか、こういうことを言つてゐるではございません。

これは、こういう給与改定のときは、いま不況時でございます。御承知のように大変なときでございますので、やはり、はっきり明瞭に議会にもわからぬことを言うもんじゃありませんので、

今後はこういう点は十分に気をつけたいことを要望いたしまして終わります。

○三十一番(末次性男君)

一言だけ質問したいと思つて、非常に不況なときを迎えてゐるわけでございます。その中で、御承知のように各企業が定年の延長、高齢者社会に移行して、くので、このこともありましようけれども、定年の延長といふことで、盛んに問題になつてゐる。それである会社等は、定年は延ばしても、そのかわりたといへば、まづその定年、五十五歳から五十五歳からは、昇級も全部ストップするんだと、それから役職等も下げつていくといふことが、交渉の段階の事情もありましようけれども、そのように聞き及んでおりますが、この公務員というわけが、定年が何といふことで、六十歳ごろになると、肩たたきの勧奨の対象となつてくるというわけだ。あるいは、ある年限を超えた場合は昇級等はストップだといふようなお考えがあるのか。そういうことを議題として、各市町との間で話し合つたか、どうかといふことを一言お聞かせください。

○助役兼総務部長(篠崎俊夫君)

定年の問題につきましては、おぼつかしい問題でございますが、この国会に定年法を出すというわけで、政府は出るわけでございますが、それに先がけまして、福生の市役所では、御承知のように、管理職五十七歳、一般職六十歳で定年を設けまし

て、六十歳に及びますと、ま御質問のような昇級はございしません。そのままでございます。そういうことでやっております。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決工んことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案どおり可決工んことを目的の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって、議案第百十六号は、原案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第百十七号昭和五十四年度福生市下水道事

業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長浅見裕康君登壇)

○建設部長(浅見裕康君) 御指名をいただきまして、議案第百十七号昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算(第四号)につきまして、御説明申し上げます。

まず御提案申し上げました理由といたしましては、かねてから国庫補助金につきまして十月ごろを目途に、その確定を目指してきたわけでございますけれども、御案内のとおり先ほども出ておりましたけれども、国政における諸般の停滯そのものが、やはりわれわれ自治体にも影響をいたしまして、国費の補助の決定というのが大幅におくずれということで、実際問題といたしまして、十二月の十三日、建設委員会開催中に、よりやく交付内不があとというよりなことでございます。まことに申しわけない次第でございますけれども、急遽、本日御提案申し上げた次第でございます。

なお、五十四年度事業でございますので、建設省関連の補正事業というのは、原則といたしまして、繰り越しかできないという、厳しい制約がございまして、せむとも本年度完成を目指すために、本日即決方を御要望を申し上げている次第でございます。

よろしくどうぞ願ひします。

それでは、予算の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず一ページの予算総則に記載のとおり、今回の補正額が、五千六百四十万円でございまして、歳入歳出それぞれ二十二億二千五百六十万六千円と定めようとするものでございます。

次に、二条におきまして、地方債の変更をお願い申し上げます。

それでは、事項別明細書によりまして、内容につきまして御説明を申し上げます。

五ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、国庫支出金のうちの国庫補助金、下水道費の国庫補助金でございますが、今回三千六百万円の補正増でございます。これは下水道管渠埋設費補助金という形で、建設省補助でございます。

それから、これに伴います市債、これが今回二十四百万円。これは一応公共下水道の事業債ということでございます。

これを歳入といたしまして、次のページにございます歳出事業費のうちの、下水道整備

費、第一目の管渠費を六千万円、今回追加補正しようとするものでございます。その内容はずべて工事請負費でございます。これにかかりますその他の諸経費につきましては、現行予算の範囲で一応執行したいというふうに考えております。

場所につきましては、ちよつと申し上げます。

これは先般の議会で、契約を御同意をいただきました北部処理分区のS一五十四の二工事、これの地点、羽村寄りに進んだものでございまして、五十四の二工事という形で計画をしております。産業道路、いわゆる都市計画街路一・三・一五線でございますが、それと八高線との間に都市計画街路の二・三・三三線というのがございます。都市下水路が入っている道路でございます。そこへ布設しようとするものでございまして、起点は羽村幹線の現在立抗がございまして、そこからトッパンムアまででございます。延長が約五百四十メートル。内径が四百から五百ミリ。これのヒューム管の埋設でございます。マンホールが十五カ所。工法といたしましては、開削工法で行うということでございます。幅約一メートルないし一・三メートルの開削幅で、深さが約四メートル程度の工事に相なります。そこへ先ほど申し上げたようなヒューム管を埋設して施工するというようなことでございます。なお、この周辺におきます一般の二百五十ミリの、いわゆるサービス管と申し上げます。

ます家庭用の増水管につきましては、五十五年度以降、随時可能な限り早急に
施工したいというように考へております。

こゝが、事業費六千万円の内容でございます。

なお、予備費におきまして、三百六十万。予算額の調整のための減額をさせてい
たいしております。

なお、地方債の補正でございますが、三ページをお開きいただきたいと思ひます。

二表、地方債補正でございます。今回その限度額を十一億七千九百十万円というよ
うに定めようとするものでございます。配債の方法、あるいは利率、それから償還の方法
そういったものにつきまして、変更ございません。

以上、まことに雑駁でございますが、補正第四号の説明にかえさせていただきます。

よろしくどうぞ、慎重御審議をいただきまして、原案御確定くださるようお願い
申し上げます。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○二番(仲村清信君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については、委員会付託及び討論を
省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お決りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は原案のとおり可決したい旨の動議が提出されまし
たが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百十七号は、原案のとおり可
決いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十七陳情第四号原子爆弾被爆者の援護法制定促進
決議に関する陳情書を議題といたします。

事務局として、陳情書の朗読をいたします。

陳四

陳五

陳六

陳七

開会中の

後部委員の

特定事件